

条例第 25 号

宇和島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第203号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後							
(退職報償金の支給額) 第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。 (1) ・ (2) (略) <u>(3) 宇和島市消防団条例（平成17年条例第201号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する機能別団員（以下「機能別団員」という。）</u>							(退職報償金の支給額) 第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。 (1) ・ (2) (略)							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	1,079千円

副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班 長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長及び班 長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

- 3 この条例の施行日前までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の宇和島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。